

～安心・安全なキャッシュレス決済の普及を支援～

「スマホ決済事業者総合補償プラン」の販売開始について

MS&ADインシュアランス グループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：原 典之）ならびにあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：金杉 恭三）は、スマートフォン決済（以下、スマホ決済）を取り巻くリスクを包括的に補償する「スマホ決済事業者総合補償プラン」を開発し、9月から販売を開始します。

本プランに加入することで、ユーザー※¹が第三者にスマホ決済を不正利用された場合に、事業者※²が定める利用規約にもとづいて被害額の補償が可能になります。また、既に利用規約でユーザーへ被害額の補償を規定している場合は、その補償に係るコストを保険でお支払いします。

本プランにより、スマホ決済のユーザー保護水準が、大手クレジットカード会社の利用規約で定める水準に引き上げられるため、ユーザーの皆さまは安心してスマホ決済を利用できるようになります。

当社グループは、今後もCSV取組（Creating Shared Value）※³を通じて、お客さまのニーズに応える社会価値創造型の商品・サービスを積極的に開発していきます。

※¹：スマホ決済を利用するユーザーをいいます。

※²：スマホ決済サービスを提供する事業者をいいます。

※³：企業活動を通じて、社会との共通価値を創造することをいいます。

1. 「スマホ決済事業者総合補償プラン」の特長

- (1) 事業者およびユーザーのリスクを包括的に補償
スマホ決済の不正利用リスク、事業者のサイバーリスクを包括的に補償します。
- (2) ニーズに応じた個別設計が可能
スマホ決済の仕組み、補償する条件、保険金額等に応じて、個別の商品設計が可能です。
- (3) スマホ決済の利用規約の作成
本プランの補償内容に応じた利用規約の作成を支援します。

2. 補償内容

リスク	補償対象	想定する事故例
不正利用リスク	ユーザー	・ スマホを紛失し、チャージ残高が不正に利用された。 ・ スマホ決済に登録しているクレジットカードが不正に利用され、身に覚えのない請求を受けた。
サイバーリスク (情報漏えいリスク)	事業者	・ 事業者がサイバー攻撃を受け、保有するユーザーの情報が漏えいし、ユーザーに対する賠償責任を負った。また、漏えいの原因調査費用を支出した。

3. 開発の背景

2018年4月に経済産業省から公表された「キャッシュレス・ビジョン」では、2015年に18%台だったキャッシュレス決済比率を、2025年までに40%に引き上げ、将来的には世界最高水準の80%を目指すことが提示されました。

また、本年10月より、東京オリンピック・パラリンピック開催前までの9ヵ月間に、消費者が中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等でキャッシュレス決済を行った場合に、一定割合のポイントを消費者に還元する「キャッシュレス・消費者還元事業」が始まります。

こうした環境変化を受け、スマホ決済事業の新規参入が相次ぐなど、スマホ決済を利用したキャッシュレス化が急速に普及しています。

そこで三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、安心・安全なキャッシュレス決済の普及を支援すべく「スマホ決済事業者総合補償プラン」を開発しました。

以 上